

## 山口県PR本部長「ちよるる」着ぐるみ貸出要領

### 1 目的

この要領は、山口県PR本部長「ちよるる」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸し出しについて、必要な事項を定める。

### 2 貸出物品

着ぐるみ及びその装備品（以下「着ぐるみ等」という。）とする。

### 3 貸出機関

着ぐるみ等の貸出は、別紙1に掲げる機関が行う。

### 4 貸出対象者

県、県内各市町及び関係各機関・団体、教育機関のほか、貸出機関が適当と認めるものとする。

### 5 貸出方法

(1) 着ぐるみ等の借り受けを希望するもの（以下「借用者」という。）は、借受申請書（別紙2）を貸出機関に提出するものとする。

(2) 貸出の予約については、貸出を希望する日の3か月前から受け付けるものとする。

ただし、全国大会等の行事で、貸出機関が適当と認める場合については、この限りではない。

(3) 貸出機関は、前項による申請が適当と認められるときは、借用者に対し着ぐるみ等を貸し出すとともに、貸出台帳（別紙3）により管理するものとする。

なお、同一時期に複数の申請があった場合は、先着順とする。

(4) 借用者は、原則として、着ぐるみ等を貸出機関から直接受け取り、直接返却するものとする。やむを得ず、業者等に運搬を依頼する場合、その費用はすべて借用者の負担とする。

(5) 貸出に伴う搬入及び搬出は、借用者が行うものとする。

### 6 貸出期間

貸出期間は、原則として1週間以内とする。

### 7 貸出料金

無料とする。

## 8 損害賠償

- (1) 借用者の故意又は過失により、着ぐるみ等を滅失、損傷その他の損害が発生した場合には、現物又は実費をもって賠償させる場合がある。
- (2) 着ぐるみ等を利用しての事故及び第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、貸出機関は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

## 9 留意事項

- (1) 借用者は、着ぐるみ等を使用して営利目的の活動を行ってはならない。  
ただし、企業が社会貢献を目的として行う活動はこの限りでない。
- (2) 借用者は、着ぐるみ等を使用して山口県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになる活動をしてはならない。
- (3) 借用者は、着ぐるみ等を使用して法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある活動をしてはならない。
- (4) 借用者は、着ぐるみ等を使用して特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある活動をしてはならない。
- (5) 借用者は、着ぐるみ等を個人的に使用してはならない。
- (6) 借用者は、着ぐるみ等を第三者に転貸してはならない。
- (7) 借用者は、着ぐるみ等の使用及び使用後の手入れについて、注意事項（別紙4）により取り扱わなければならない。
- (8) 貸出機関は、借用者が（1）～（7）の事項に違反し、かつ是正される見込がないと認めるときは、使用を禁止し、貸出しを取り消すことができる。また、使用を禁止し、貸出を取り消した場合、借用者に損害が生じても、貸出機関はその責を負わないものとする。
- (9) その他この要領に定めのない事項は、借用者と貸出機関が協議して決定する。

### 附則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。

なお、施行日前の借用申し出があった場合についても、この要領を準用する。

### 附則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

なお、施行日前の借用申し出があった場合についても、この要領を準用する。

### 附則

この要領は、令和元年7月5日から施行する。

なお、施行日前の借用申し出があった場合についても、この要領を準用する。

## 附則

この要領は、令和2年10月30日から施行する。

なお、施行日前の借用申し出があった場合についても、この要領を準用する。

## 別紙 1

### I 貸出機関一覧

※県内の貸出を希望される場合は、各県民局へ直接お問い合わせください。

| 貸出機関名                  | 連絡先                                  | 住所                         |
|------------------------|--------------------------------------|----------------------------|
| 岩国地域行政連絡協議会<br>[岩国県民局] | TEL 0827-29-1506<br>FAX 0827-29-1591 | 〒740-0016<br>岩国市三笠町1丁目1-1  |
| 柳井地域行政連絡協議会<br>[柳井県民局] | TEL 0820-24-0250<br>FAX 0820-24-0275 | 〒742-0031<br>柳井市南町3丁目9-3   |
| 周南地域行政連絡協議会<br>[周南県民局] | TEL 0834-33-6401<br>FAX 0834-33-6497 | 〒745-0004<br>周南市毛利町2丁目38   |
| 山口地域行政連絡協議会<br>[山口県民局] | TEL 083-921-9540<br>FAX 083-925-4646 | 〒753-0064<br>山口市神田町6-10    |
| 宇部地域行政連絡協議会<br>[宇部県民局] | TEL 0836-38-2116<br>FAX 0836-21-2116 | 〒755-0033<br>宇部市琴芝町1丁目1-50 |
| 下関地域行政連絡協議会<br>[下関県民局] | TEL 083-235-8791<br>FAX 083-233-6217 | 〒751-0823<br>下関市貴船町3丁目2-1  |
| 萩地域行政連絡協議会<br>[萩県民局]   | TEL 0838-21-0051<br>FAX 0838-21-0061 | 〒758-0041<br>萩市江向河添沖田531-1 |

### II 問合せ先

※ 上記以外の貸出にあたり不明な点がある場合、また、メディア出演や大型イベントなどへの参加、派遣等を希望される場合は、県観光プロモーション推進室へお問い合わせ下さい

| 問合せ機関名                        | 連絡先   | 住所                            |
|-------------------------------|---|-------------------------------|
| 観光スポーツ文化部<br>観光プロモーション推進<br>室 | TEL 083-933-3170<br>FAX 083-933-3179<br>a16200@pref.yamaguchi.lg.jp | 〒753-8501<br>山口市滝町1-1<br>県庁8階 |

## 別紙4

### 着ぐるみ等の使用上の注意事項

貸出要領及び注意事項などを厳守ください。不正な使用方法が発覚した場合、次回からの貸出をお断りすることがあります。

#### 1 使用前

- (1) 「ちよるる」着ぐるみの着方（マニュアル）を熟読のこと。
- (2) DVDで基本的な動作等を確認すること。（DVD「ちよるるの動き方」に沿った事前の練習をお勧めします。）

#### 2 着脱するとき

- (1) 着脱の際は、更衣室を確保するなど関係者以外（特に子ども）の目に触れないよう注意すること。
- (2) 着用の際は、素肌が直接触れないように、長袖、長ズボンを着用すること。（併せて手袋も使用した方が望ましい。）
- (3) 着脱の際は、着ぐるみを破損しないよう細心の注意をもって取り扱うこと。（活動するときも同様。）
- (4) 原則として、ちよるるに別の衣装を着せて使用することはできないこと。  
ただし、イベント内容等によっては認められる場合もあるので、必ず事前に観光プロモーション推進室に協議すること。

#### 3 活動するとき

- (1) 当日の会場、天候及び体調等を考慮して適宜休憩をとり、交代要員を配置するなど、無理のない活動計画を立てること。
- (2) 会場の気温等を考慮し、こまめに水分補給を行うなど、十分な暑さ対策を講じること。
- (3) 雨雪時は原則として使用を控えること。  
使用中に雨雪となった場合は、直ちに使用を中止し、使用後に清潔なタオル等で水気を拭き取り、十分に乾燥させること。
- (4) 視界が狭いため、活動の際は誘導者を付けること。ただし、足下等が危険な場合を除き原則として手を繋いでの誘導は行わないこと。また、幼児等にぶつかったり、倒したりする恐れがあるので、急に振り向いたり、急に走り出すことは避け、転倒にも十分注意すること。
- (5) 「ちよるる」のイメージを保つため、品位を傷つけるような動きやポーズはしないこと。また、着用時は声を出さないこと。ジェスチャー以外で「ち

よるる」からのメッセージを伝える必要がある場合は、司会者等が「ちよるる」から耳打ちされる形で代弁すること。

(6) 誘導者は、着ぐるみをたたいたり、チャックを開けたりする人がいた場合は、直ちに制止するとともに、再発防止に努めること。

(7) 控室での写真撮影は厳禁であること。

また、着替え途中のちよるるの撮影などは絶対に行わないこと。

#### 4 使用後

(1) 消臭スプレー（無臭）等を使用し、風通しの良い場所で、十分に乾燥させること。

(2) 汚れた場合は、汚れを十分に落とすこと。

(3) 屋外で使用した際は、靴底の汚れを必ず雑巾等で拭き取ること。

(4) 破損したり部品を無くした場合は、速やかに貸出機関に申し出ること。

#### 5 その他

(1) 型くずれしないよう、輸送や保管の際には取り扱いに十分注意すること。

(2) 十分に入る大きさの車（ライトバン、ワゴン車等）で、搬入・搬出、移動を行うこと。

(3) 身長165cm以下の着用が標準仕様であること。